平成２３年（フ）第２０９号
佐賀市八丁畷町３番１号、申立時の住所佐賀県鳥栖市江島町3435番地５
債務者　水流　利徳
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　園　　真規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺2228番地天建寺団地Ａ―１
債務者　キャンバス久留米こと　井口　秀隆
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤研一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
佐賀県佐賀市兵庫町大字渕2391番地１
債務者　古賀かの子
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安永　治郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
佐賀県佐賀市金立町大字千布3492番地３
債務者　納富　秀一
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　茂樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２４年（フ）第１８６号
福岡県小郡市寺福童871番地７　２―203号室
債務者　石橋正二郎
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１１４０号
埼玉県北本市本町２丁目55番地　ヴィラージュ岡部Ａ―102、旧住所埼玉県鴻巣市赤見台１丁目11番10―904号　北鴻巣パークホームズ参番館
債務者　生田　宏一
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５２号
埼玉県新座市栄４丁目２番26―306号
債務者　平野　国昭
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１２号
埼玉県川口市元郷５丁目25番８号
債務者　藤田ユリ子
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７４号
千葉県君津市杢師４丁目23番３―501号
債務者　永作　光代（旧姓海老名）
１　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第９３号
千葉県木更津市祇園４丁目８番10号　グリーンエース102号
債務者　佐久間　章
１　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第９９号
千葉県君津市人見1450番地２
債務者　久米田愛子
１　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１３７３号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地１　110号棟508号室
債務者　小岩　　忍
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６４号
愛知県岡崎市井ノ口新町９―13　マンションセンチュリー101、住民票上の住所愛知県小牧市中央１丁目370番地　サンハウス小牧駅６Ｂ号
債務者　伊藤　浩史
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
愛知県岡崎市六名本町３番地５　アマンドエクセル301、前住所愛知県岡崎市六名本町３番地５　アマンド　エクセル501
債務者　塚本　繭子
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
愛知県豊田市小川町３丁目44番地２　鬼頭工業小川社宅Ａ303号
債務者　池原　理佳
１　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
滋賀県長浜市八幡東町213番地　東英ハイツ参番館201号室
債務者　植松まゆみ
１　決定年月日時　平成24年８月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係